



令和8年度研修実施計画(案)についての説明

1. 研修等における重点事項 * 基本的に従前からの継続



職員が本来の役割・職務に注力して専門性を生かすことが可能な事務処理態勢を構築するとともに、一人一人の職員がこれからの裁判所で必要とされる専門性を身に付けられるように育成を図ることが必要【R2.6.26ペーパー】

加えて、デジタル時代の「新しい裁判所」を担う人財の成長支援を進めていくことも必要

重点事項

- ① 状況の変化に対応し、自律的に執務を遂行できるよう成長支援
- ② 裁判官を含む各職種間での相互理解と連携・協働の強化
- ③ 社会・経済情勢の変化や法令改正等への的確な対応
- ④ 各職場のOJTとの効果的な連携

○ 養成課程・中央研修等では、これらの重点事項を踏まえたカリキュラムを引き続き実施

○ 従前からの具体的な取組は、R8においても継続

リモート実施
研修拡大

参集部分への
リモート参加

研修
同時配信・傍聴

フォローアップ実施

法・制度改正
対応

研修資料・教材
掲載

2. R8の重点的取組事項 I 高裁委嘱研修の有機的結合・融合の推進（合同実施・標準化）



全国で均質な司法サービス提供の
必要性【背景1】

デジタルインフラの整備
【背景2】

各高裁のリモート研修の経験の蓄積
【背景3】

研修実施事務の合理化の必要性
【背景4】

R7 = 「**事務官法律研修**」の全高裁による**合同実施・標準化を実現**、「新任主任・調査員研修」及び「トータルキャリア研修」も複数高裁による合同実施予定

R8 = 対象とする研修や合同実施参加庁の**更なる拡大**を調整・検討

- 有機的結合・融合による**シナジー効果の獲得**（ex：各高裁の知見・ノウハウ結集による研修効果等向上、高裁の枠を超えた行動の意識の啓発）
- 合同実施による**事務の合理化・効率化の実現**
- 標準化による職員の知識・スキルの平準化とこれによる**全国的に均質な司法サービスの実現**

3. R8の重点的取組事項Ⅱ 中央研修の有機的結合・融合の推進

近年の研修の新規増設・今後の研修需要の増大の見込み【背景1】

組織見直し等の裁判所の課題への的確な対応の要請【背景2】

研修実施の合理化・効率化の要請【背景3】

R7＝幹部職員の研究会の有機的結合・融合を行い、「**トップマネジメント研究会**」及び「**裁判部ゼネラルマネジメント研究会**」を実施

「将来を担う世代の活力発揮」に資する研修の有機的結合・融合として
「**係長等研修（総務担当）**」、「**係長等研修（人事担当）**」及び「**係長等研修（会計担当）**」の一部のカリキュラムを合同実施
R8＝事務局係長に共通するマネジメントについての講義を一部視聴研修で実施

- 有機的結合・融合によるシナジー効果の獲得（ex：課や係を超えた事務局全体や関係部署との連携・協働の意識・姿勢の涵養等）
- 事務の合理化・効率化の実現
- * 合同実施の対象となるカリキュラムについては、今後も、事務総局及び各高裁と共に検討・調整

4. R8の重点的取組事項Ⅲ 動画の事前視聴・オンデマンド配信の拡大

研修日程の短縮化による勤務時間の柔軟化への対応の要請【背景1】

繰り返し視聴等の個人の理解度に合わせた視聴方法整備の要請【背景2】

研修実施の合理化・効率化の要請【背景3】

R7＝「**実務指導研究会**」及び「**情報処理研修**」において動画の事前視聴を導入
「**家事実務研究会**」及び「**家庭裁判所調査官特別研修**」において裁判官講義等のオンデマンド配信を一部実施予定

R8＝動画の事前視聴の対象とする研修やオンデマンド配信の対象とするカリキュラムの**更なる拡大を実施**

- 働き方の多様化にマッチした研修を実現するとともに、事務の合理化・効率化にも寄与
- 研修参加者以外の視聴をも可能とし、知識付与・意識啓発の対象を拡大し、〇J Tや研さんへの活用も実現
- * 対象とする研修・カリキュラムについては、適時に事務総局関係局課等と調整
- * コンテンツの企画・制作に当たっては、動画視聴における集中力維持の困難さを考慮した工夫を検討・共有するなどして、研修効果を向上させる取組を実施

5. R8～R10のデジタル化に係る新システム導入期における対応（R8）



R8のフェーズ3実施を皮切りとして、R10までの間、各種の新システム導入等に伴い、高地家簡裁において相当程度の業務負担が生じ、平時を前提とした研修への参加・実施により支障が生ずることも想定

現場の事件処理等と必要な研修（中央研修、高裁委嘱研修等）実施の両立の観点から、高地家裁・事務総局の意向を踏まえつつ、適時・適切に可能な限りの取組を実施する所存

R8＝新システム導入期において業務負担が生じる職員が参加する研修につき、研修参加者選定における配慮、講義系動画のオンデマンド配信及び研修期間の短縮等の対応を行う。

なお、個別の研修の実施に当たり、各研修実施時における諸状況を踏まえ、延期や中止も含めた柔軟な対応を行うことも検討

6. 研修計画協議会の廃止



研修計画協議会＝高裁の事務局次長及び首席書記官並びに高裁所在地の首席家裁調査官の全員が参加し、毎年1月上旬に、①次年度の研修実施計画、②研修運営上の諸問題について協議

I 研修実施計画の策定は、総研からの数次の求意見及びウェブ会議による意見交換を中心に実施

II 研修運営上の諸問題に関する協議は、年1回の協議会に加え、M365導入に伴い、意見交換を随時実施

III 時代の変革が著しく、スピード感が増す中で、高裁始め現場との意見交換を臨機応変に実施する必要性の高まり

IV スケジュール調整・日程確保等の相応の負担があり、裁判所の中長期的課題である「事務の合理化・効率化」の実現や現場の負担軽減を図る必要

「研修計画協議会」という形式での協議の実施は、令和7年度をもって廃止するのが相当

高裁との間の必要な協議は、ウェブ会議等により臨機応変に随時実施

7. R7からの変更点

3 「民事実務研究会」

- ① 6月中旬に実施していた研究会を非開催とし、全2回の実施とした。
- ② 司研との合同実施の対象を12月実施の研究会に変更した。

4 「刑事実務研究会」

- ① 司研との合同実施から総研の単独実施に変更した。
- ② 研修期間を2日から1日に変更した。

8 「速記官中央研修」

- ① カリキュラムの見直しにより、研修期間を2日から1日に変更した。
- ② 参加人数を約20人から約15人に変更した。

13 「実務指導研究会」

講義系科目をリモート研修から動画の配信に変更し、研修期間を2日から1日に変更した。

15～17 「係長等（総務担当、人事担当、会計担当）研修」

係のマネジメントにかかる講義を視聴研修で実施することとした。

18 「訟廷管理係長研修」

参集研修から視聴研修に変更した。

23 「管理者研究会（組織運営）」

総研単独実施部分を実施しないこととした。

26 「次席家庭裁判所調査官等研究会」

第2回の研究会の日程を、1日全日から半日2日間に変更した。

27 「管理者研究会」

講義系科目を原則として視聴研修により行うこととし、研修期間を5日から約4日に短縮した。

28 「ミドルマネジメント研修」

- ① マネジメント層としての自覚を促し、その意識を醸成するために、「中間管理者研修Ⅰ」から改称した。
- ② 参加者要件に「等」を追加し、管理職昇任後7年未満で訟廷管理官及び訟廷副管理官の職にある者を含む記載に変更した。
- ③ 講義系科目を原則として視聴研修により行うこととし、研修期間を4日から約3日に短縮した。

29 「シニア・ミドルマネジメント研修」

上位のマネジメント層としての自覚を促し、その意識を醸成するために「中間管理者研修Ⅱ」から改称した。

34 「書記官ブラッシュアップ研修」

実施機関がその実情に応じて期間を短縮することができることとした。

37 「事務官専門研修」

実施機関がその実情に応じて期間を短縮することができることとした。

「合同実務研究」

令和8年度は実施しないこととした。

「研修計画協議会」

令和8年度以降は実施しないこととした。